

# ＜公募説明資料＞ マルチAIエージェント技術を活用した 次世代意思決定支援システムの共創

防衛装備庁委託事業 事務局

富士通株式会社

ナショナルセキュリティ事業本部

ミッションシステム&サービス事業部

## <アジェンダ>

1. 背景と目的
2. 次世代意思決定支援システム共創プロジェクト
3. スタートアップ公募について
4. 特記事項
5. その他

# 1. 背景と目的

## AI技術活用による『指揮統制の高度化』からのモザイク戦への展開

### ■ 背景：科学技術の急速な進展を受け、安全保障の在り方も大きく変化

- AI・情報通信等の**先端デジタル技術は防衛力強化のカギ**
- 『**データ**』を**任務遂行に不可欠な戦略アセット**と位置付け、データ設計・作成～分析～利用・フィードバックのデータマネジメントサイクルを構築・運用
- 先端デジタル技術開発に取り組む**国内スタートアップ企業の技術を積極的に取り込む**（防衛分野における社会実装モデルの確立 & 産学官連携による技術エコシステムの形成）

### ■ 目的：次世代意思決定支援システムによる指揮統制の高度化

- **意思決定の迅速化**（ターゲティング（目標設定、優先順位付け）高度化、指揮官へ行動方針案を適時適切に提示）
- **情報収集・分析能力の優位性の確保**（分析・見積・評価を踏まえた行動方針の導出、説明可能性補強）
- **隊員の負担軽減・省人化**（複雑 & 高速に推移する戦闘様相への対応）

### ■ 公募事業において期待する成果

- 防衛分野におけるAI技術の意思決定支援モデルの確立
- スタートアップ連携による新たな技術エコシステムの形成
- 安全保障に資する持続可能なAIソリューションの創出
- 国際標準化・経済力強化への寄与

## 2. 次世代意思決定支援システム共創プロジェクト 開発機能テーマ&主な技術要求

### 開発機能①：マルチAIエージェントにより戦い方を創出する技術

- 概要：複数のAIエージェントに対してそれぞれに役割を付与し、各自の観点から目的に沿った議論ができる事
  - エージェントアーキテクチャとフレームワークへの理解
  - 目的に応じた推論・プランニングを実施し、多目的に対して最適解の導出方法の検討
  - 不要な会話の抑止
  - ホワイトボード（作戦計画）の正確な記載の促進
  - 意思決定に至るまでのAI・効果的な継続事前学習の実施要領（PDFのデータ整形含む）
  - Fine-tuning用のデータセット準備



### 開発機能②：シミュレーション言語への変換技術の開発

- 概要：特定シナリオに対して、行動の発動条件、行動内容、行動の結果期待される事象をユーザーが認識可能な言語等（日本語、画像、表、グラフ）にて出力できる事を期待
  - シミュレーション言語仕様の正確な理解
  - 生成精度と表現力のバランスが取れた言語仕様の検討
  - 自由度の高い自然言語で表現される作戦計画のシミュレーション言語への柔軟な変換

開発機能①～②を一体となって取り組む企業を公募対象とする

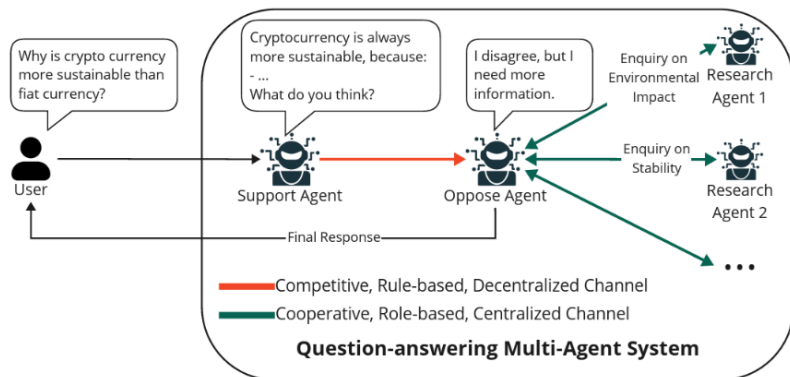
# ① マルチAIエージェントにより戦い方を創出する技術

	マルチAIエージェントのタイプ	ねらい
本研究	分業型	大規模なタスクを分割統治法により完了すること
	協業型	熟考を要する問題に対し、各分野のエキスパートの集合知により最善の解を得ること

## 技術課題

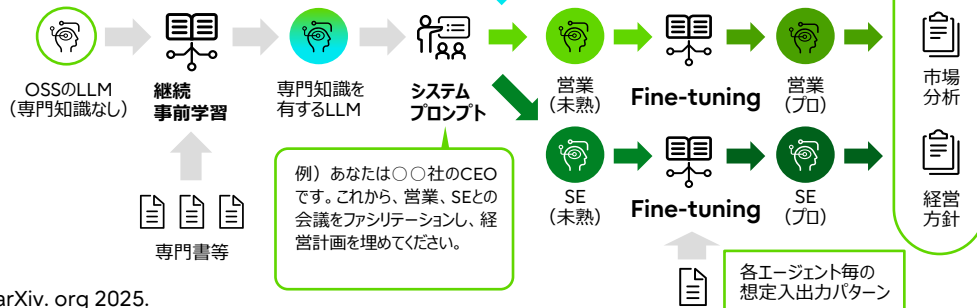
- 効果的な協業による専門性の高い解の出力
- 専門性の高い図表の認識、シミュレーション上の状況の理解
- シミュレーション結果に基づく行動方針の自律的改善

## 協業型マルチAIエージェントのイメージ



## 実現方式（案）

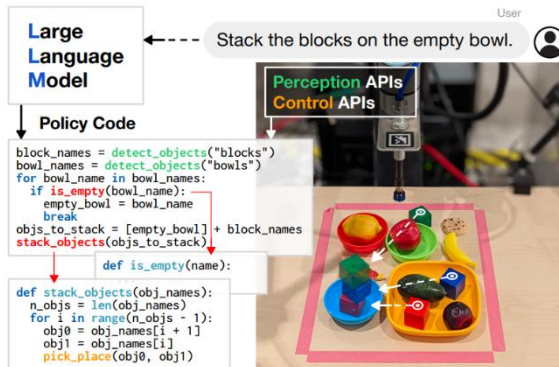
継続事前学習、fine-tuning用のデータ生成、RAGの方式等に優れた工夫があれば提案を期待。また、本方式以外による実現が可能であれば、提案は歓迎。



出典：K. T. Tran et al. Multi-Agent Collaboration Mechanisms: A Survey of LLMs. arXiv. org 2025.

## Code as Policies

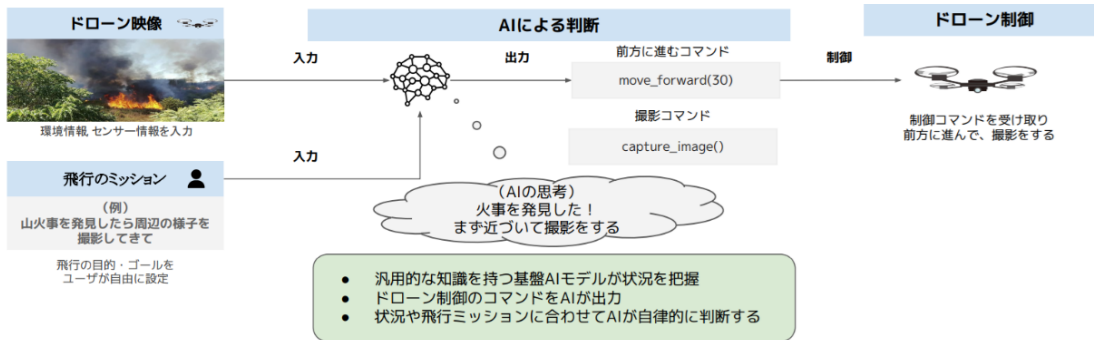
LLMによりロボットのプログラムを生成することで、自然言語によりロボットを制御



出典：J. Liang et al. Code as Policies: Language Model Programs for Embodied Control. ICRA 2023.

## Tool Useによるコマンドの呼び出し

事前に設計されたコマンドをLLMがTool Useとして呼び出すことで、自然言語により無人機等を制御

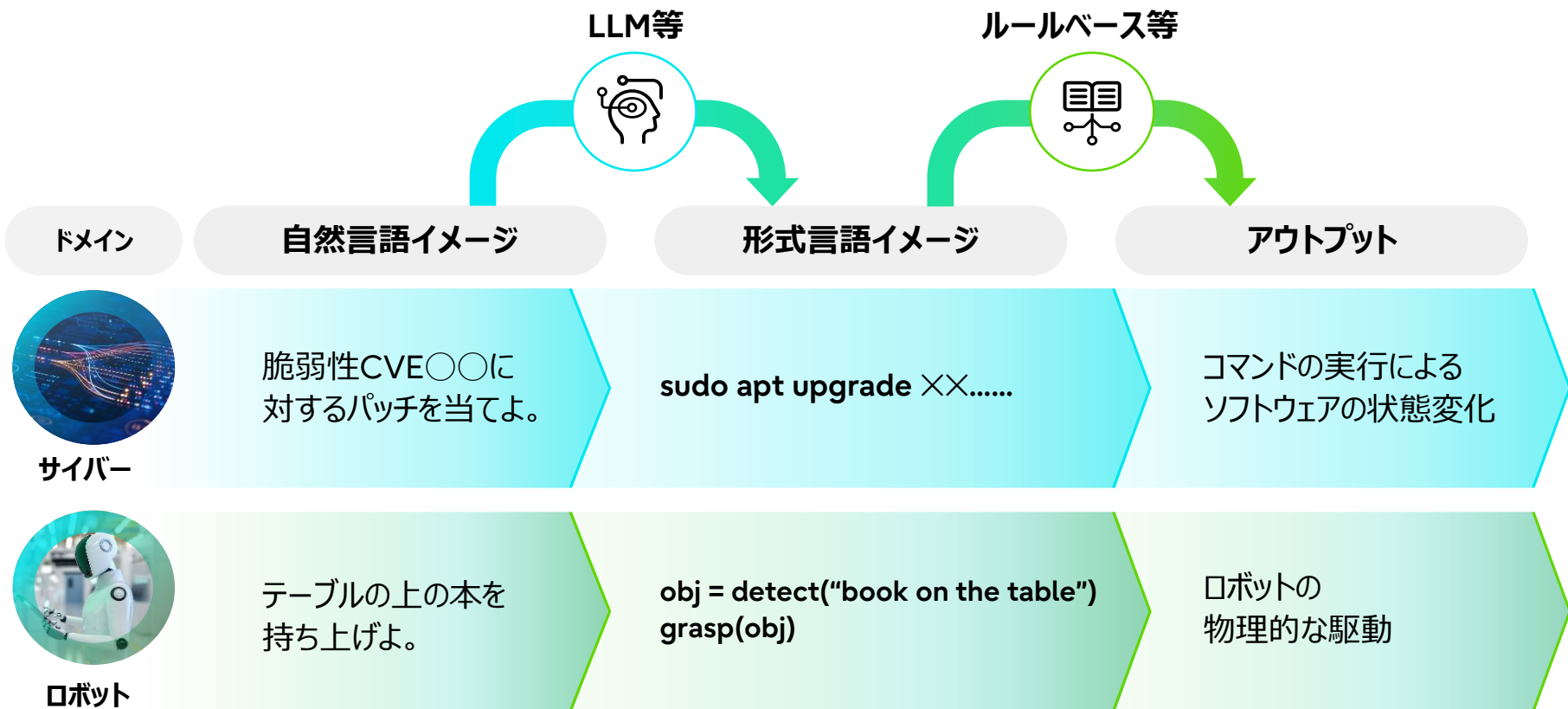


出典：Motoki Sato. 防衛分野における最先端AIの活用. 防衛装備庁技術シンポジウム2025.

## これらに類似する手法をシミュレーション上で構築し、行動パターンを生成

説明性、学習コスト、動作安定性の問題から、Visual Language Action (VLA)、深層強化学習、及びこれに類似する技術は現時点では強く期待していないが、これらの問題を解決している提案については歓迎する

## ② 自然言語による戦術行動の生成を可能とする技術



## 2. 次世代意思決定支援システム共創プロジェクト 技術提案の詳細

### ■ ご提案いただきたいポイント

テーマ	ポイント
マルチAIエージェントにより戦い方を創出する技術	<ul style="list-style-type: none"><li>効果的な協業による専門性の高い解の出力を可能とするエージェントアーキテクチャ</li><li>専門性／図表認識能力を具備するためのモデルのチューニング要領</li><li>シミュレーション上の状況の認識※と、そこからの行動方針改善要領</li></ul>
自然言語による期待する行動の生成を可能とする技術	<ul style="list-style-type: none"><li>自然言語により期待する行動を生成するためのコア技術</li><li>生成精度と表現力のバランスが取れた形式言語の仕様等</li></ul>

※ログデータをLLMが認識可能な文章として整形するなど、VLM以外の手法も可

### ■ 本研究の特質

設計に基づくものづくりではなく、試行錯誤による仮説の検証

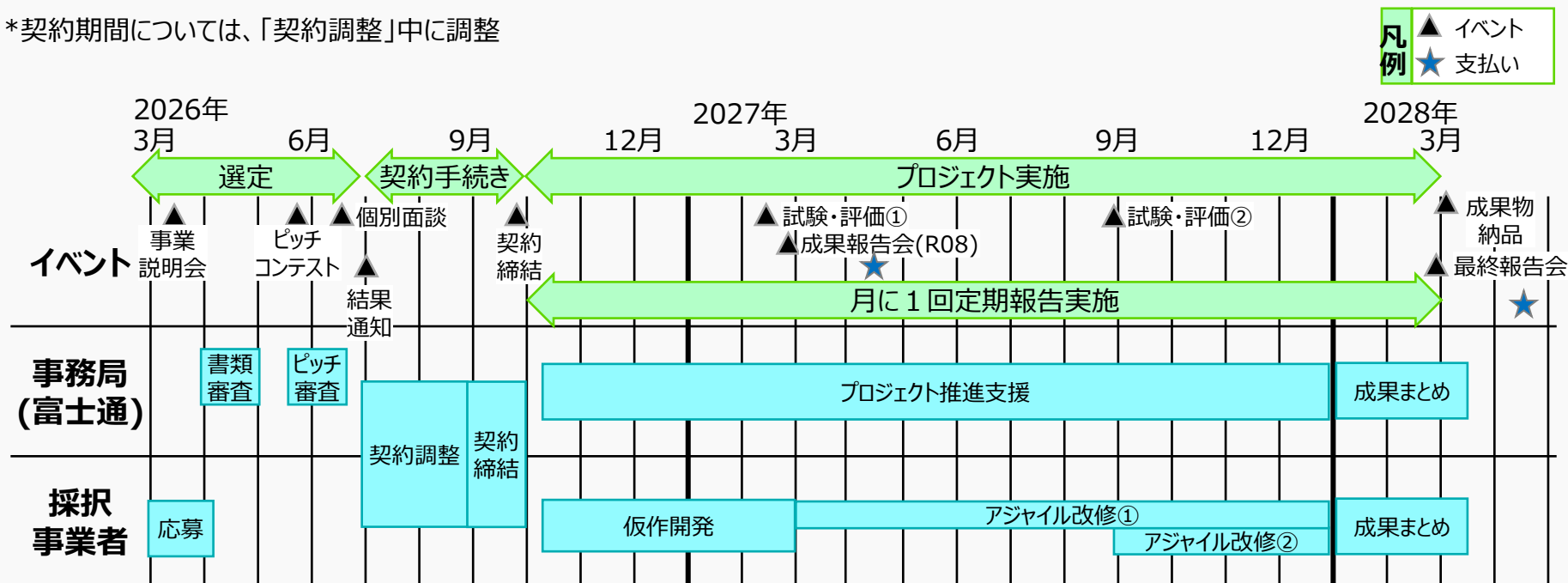
既存技術の単純活用よりも、新たな技術の研究・発掘

機能毎の分業開発ではなく、知恵の出し合いによる共創

## 2. 次世代意思決定支援システム共創プロジェクト 実施スケジュール

- プロジェクト代表者と開発計画書及び契約に係る条件の調整を行った上で、代表企業と請負契約を締結
- 契約期間中（2026年10月～2028年3月\*）は、防衛装備庁 防衛イノベーション科学技術研究所（以降、官）への報告、事務局との協議・報告を適宜行いながらプロジェクトを推進して頂きます

\*契約期間については、「契約調整」中に調整

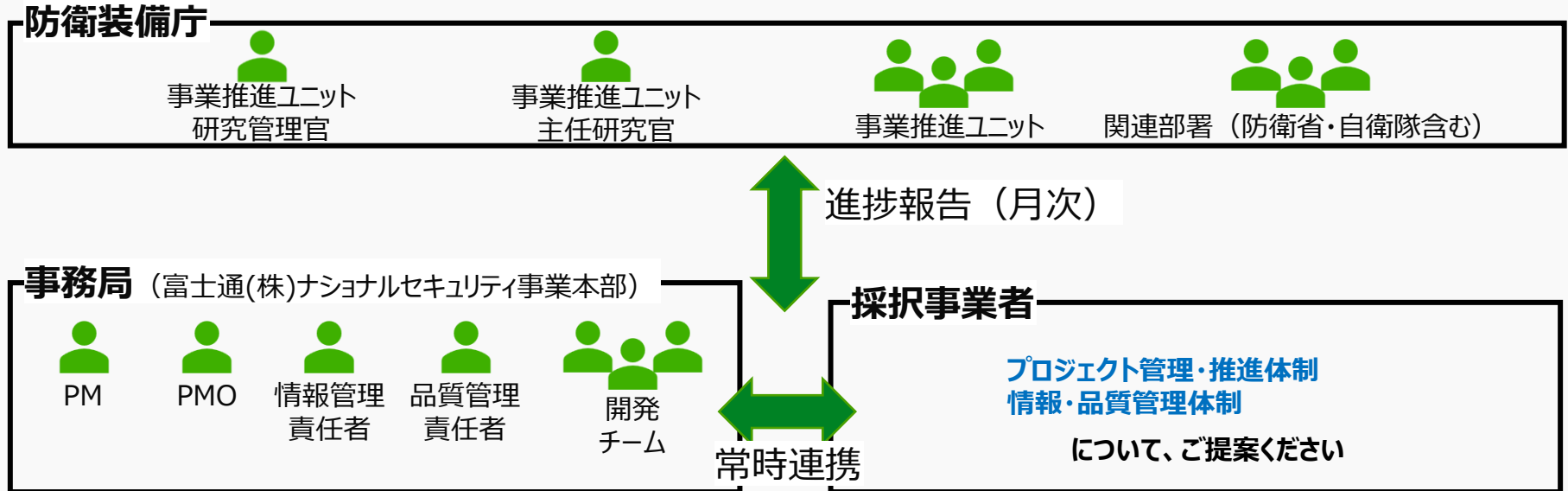


## 2. 次世代意思決定支援システム共創プロジェクト 実施スケジュール

- 定期報告：月に1回、官へ進捗状況を報告する
- 試験・評価①：システムの途中成果を官（運用者）が確認し、視認性、操作性の確認や出力結果の妥当性等について評価する
- 試験・評価②：試験・評価①以降の作り込み部分及び官（運用者）からの意見取込みを実施したシステムを官（運用者）が確認し、視認性、操作性の確認や出力結果の妥当性等について評価する
- 中間成果報告（R08）：令和8年度の成果報告を資料にまとめ、官へ報告する
- 最終報告会：納品前に研究成果を資料にまとめ、官へ報告する
- 仮作開発：採択事業者側で検討したシステムの設計・開発を実施
- アジャイル改修①：試験・評価①で官（運用者）から収集した意見から、優先度の高いアイテムを中心にシステムに反映する。アイテムについては官と協議し選択する
- アジャイル改修②：試験・評価②で官（運用者）から収集した意見から、優先度の高いアイテムを中心にシステムに反映する。アイテムについては官と協議し選択する
- 最終評価：『アジャイル改修① & ②』完了後のシステムの性能や出力精度等について評価を行う

## 2. 次世代意思決定支援システム共創プロジェクト プロジェクト実施体制

- 採択後のフォローは、事務局が中心となり、プロジェクト推進を伴走支援
- 事務局のプロジェクトマネージャ（PM）を中心としたPJ進捗管理・採択事業者に対する技術支援を提供



### 役割 定義

- PM：審査委員長。プロジェクト全体を統括、総合調整役
- PMO：プロジェクト進捗管理
- 開発チーム：開発エンジニア、技術的助言・支援

# 3. スタートアップ公募について 応募の要件

## ■ 応募対象となる企業

- 日本国内に拠点を有し日本の法律に基づく法人格を有する**スタートアップ等の企業・団体**
- **非防衛産業であること**
- 単独応募に限らず複数機関による共同提案も可能（代表機関を定める事）

## ■ 非防衛産業の定義

※ 1 装備品等の製造、※ 2 装備品等の研究、※ 3 装備品等の開発、※ 4 装備品等の研究改善を**主契約者として請け負ったことがない者**を示す

※ **1 装備品等**： 装備品等防衛省設置法第 4 条第 1 項第 1 3 号に規定する防衛省の所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び糧食その他の需品の事をいう

※ **2 装備品等の研究**： 防衛装備庁が行う各自衛隊等の装備品等の創製に必要な科学技術又はその知識を取得するための試作及び試験をいう

※ **3 装備品等の開発**： 防衛装備庁が各自衛隊等の装備品等の創製又は装備品等の機能、性能、諸元及び構造についての重要な改善若しくは能力向上をするために行う考案、設計、試作及び試験並びに各自衛隊等がその実用性の評価その他の評価をするために行う試験をいう

※ **4 装備品等の研究改善**： 各自衛隊等が行う装備品等の軽易な改善及びその試験をいう

### 3. スタートアップ公募について 応募の要件

#### ■ 実施体制の要件

- 防衛省委託事業であり、安全保障上の観点から、本プロジェクトに従事するプロジェクトメンバー（研究代表者、研究分担者、開発担当者、運用・保守に関与する者を含む）は、**全員が日本国籍を有している事**を応募要件とする
- 日本国内に常駐**している事（弊社事務所（蒲田）常駐での研究・開発となります）
- 日本語による審査や評価に対応できる事、また事業期間中に契約を履行する十分な対応ができる事
- 事業期間中、応募時に所属していた組織に継続的に在籍できる事
- 生成AI、視覚言語モデル（VLM）、AIエージェント等に関する技術・知見・開発実績**を有している事
- アジャイル開発の履行に必要な経歴・知見・実績を有している事
- 安全保障上の事項に十分配慮できる事**（後述の『絶対順守の法令等』の履行が必須）

### 3. スタートアップ公募について 提案要件

#### ■ 『開発提案書』に記載すべき事項

- 課題認識を踏まえた技術提案
- 開発スケジュール（マイルストーン、進捗管理方法）
- 開発体制（管理遂行体制、役割分担、外部連携）
- リスク管理策（技術上・運用上・法務上・人材上のリスクと対応計画）
- 目標成果と評価指標
- 情報セキュリティ、知的財産取扱方針、ガバナンス体制
- 提案金額・その根拠となる内訳情報

#### ■ 審査の要件

- 提供された書類に対する事務局からの質疑には随時対応する事
- プロジェクト代表者自身によるピッチ・面談（やむを得ない事情がある場合を除き、代理は不可）
- 審査会場は、都内、若しくは都内近郊（対象者へ別途事前通知）
- 二次審査（ピッチコンテスト）：パワーポイントを用いて、提案背景や意義、内容、アピールポイント等を、20分（制限）で発表。その後、質疑応答
- 最終審査（個別面談（非公開））：詳細にわたる質疑、30分/社（デモも可）

提供される一切の情報は、当事業  
期間中だけでなく、その後についても  
防衛省・防衛装備庁の職員を除く  
第三者に漏洩しない、  
また自身の業務等に利用しない事等、  
秘密保持を遵守します

### 3. スタートアップ公募について 提出にあたっての留意事項

- **専門外の者**でも、研究の意義や解決すべき課題とその困難性、世界的に他の製品と比較した際の優位性、将来的な発展や実用化の可能性、成功した際に想定される社会的インパクト等が、**論理的にわかりやすくなるよう留意して下さい**
- 提案書類において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合や提案書類に虚偽の記載又は必須となっている添付書類の添付漏れ等**不備がある場合には、審査対象外**となります
- 提出する提案書類は、**提案者1社につき1点**に限ります
- 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません
- 提出された提案書類については、**必要に応じて内容について問合せをします**

### 3. スタートアップ公募について 評価基準

- 提出された提案については、以下の**評価基準に基づき、総合的に審査**を行います
- 応募審査は、公平性と透明性を確保した上で事務局にて実施します
- 各評価項目について、審査委員が点数を付与し、合計点により総合評価を行います
- 必要に応じて、**書類審査期間中にヒアリングを実施**する場合があります

#### ● 評価基準

観点	項目	評価ウェイト (%)
革新性	技術の独自性・先進性、既存技術との差別化	30
実現可能性	開発体制・スケジュールの妥当性、リスク管理の具体性	30
安全保障貢献度	防衛分野への適用可能性、汎用性、社会的インパクト	10
持続性・波及効果	事業継続性、他分野への展開可能性	10
ガバナンス・セキュリティ	情報管理・知財管理、法令順守体制	20

### 3. スタートアップ公募について 公募・選定プロセス

#### ■ 公募事業説明会

- 日時：3月12日（木）14:00～16:00

#### ■ 一次審査：書類審査

- 応募締切：2026年4月10日(金) 締切後、事務局からの個別質問が行われる場合があります
- 結果公表：2026年4月下旬頃（対象者全員へメールにて通知）

#### ■ 二次審査：ピッチコンテスト（一次審査通過者を対象。10分＋質疑応答/社）

- 開催日時：2026年5月下旬頃 14時～17時（会場：東京周辺）

#### ■ 最終審査：個別面談（二次審査通過者を対象）

- 開催日時：2026年6月上旬頃 日時は個別にご案内（約20分/社）
- 結果公表：2026年6月下旬頃（対象者全員へメールにて通知）

#### ■ 契約調整

- 開発要件定義、契約条件等の詳細協議：2026年7月～9月

#### ■ 契約締結・プロジェクト開始

- 契約締結後 予定：2026年10月～（プロジェクト終了は、2028年3月）

### 3. スタートアップ公募について 予算規模と採択件数

#### ■ 予算（委託開発費）の規模

- 開発規模：1億円程度（契約期間：2026年10月～2028年3月\*の合計）

\*契約期間については、「契約調整」中に調整

#### ■ 採択予定件数

- 最大2件。予算範囲内で柔軟に決定
- 応募数や提案内容によって採択数は変動

#### ■ その他

- 他の公的資金との重複は不可
- 契約金額以上の支出超過分は自己負担
- 中間評価の結果によっては、推進体制変更、委託費の一部減額又は開発の中止があり得ます

### 3. スタートアップ公募について 契約・支払

#### ■ 請負契約の締結

- 契約形態：請負契約
- 採択テーマについては、実施企業毎に事務局（富士通（株））との間で『請負契約』を締結
- 採択決定後に契約締結

#### ■ 支払（年度毎でのお支払い）

- 請負契約書の内容に従い、お支払い
- 必要に応じ、中間払いも検討可

#### ■ 契約時の提出書類

- 必要に応じて詳細な開発実施計画書や誓約書類

### 3. スタートアップ公募について 納品 & 検収について

- 契約相手方は期日（契約書記載）までに納入する事
- 事務局にて集約し、官へ提出する
- 納入物件（納入品）は、以下の通り
  - 中間成果報告書（令和8年度版）
    - 期日：『契約準備』期間に調整（2027年3月上旬頃を想定）
    - Microsoft Office製品で編集可能な形式（Word形式、Excel形式、PowerPoint形式等）で作成する事
  - 最終成果報告書
    - 期日：『契約準備期間』に調整（2028年3月上旬頃を想定）
    - Microsoft Office製品で編集可能な形式（Word形式、Excel形式、PowerPoint形式等）で作成する事
  - 仮作品
    - プログラム（ソースコードを含む）及び関連データ等については仮作品に組み込まれた形で提出する事
    - コンテナイメージ形式（Docker形式等）にて仮作品内に別途保存する事
    - コンテナイメージ形式の詳細については、当社と調整する事
- 提出方法：電子データ
- 検収期間は、納入後15日以内とする

### 3. スタートアップ公募について 応募方法・問い合わせ先

#### ■ 提出期限：2026年4月10日（金）アップロード完了

#### ■ 応募書類一式

- 開発提案書（P4~8参照）、研究開発実績、関係者の経歴書等、その他関連資料（web公開の場合、URLを記載）
- 応募書類のフォーマットは自由（書類は、PDFで提出。応募1件当たりの総ファイル容量は100MBまで）
- 各書類PDFのファイル名は、<企業/団体名\_書類名>で統一（例：富士通株式会社\_①開発提案書）

#### ■ 応募情報の取扱い

- 提供される一切の情報は、当事業期間中だけでなく、その後についても防衛省・防衛装備庁の職員を除く第三者に漏洩しない、また自身の業務等に利用しない事等、秘密保持を遵守します

#### ■ 提出先：こちらの『[応募サイト](#)』へ提出書類をアップロード

#### ■ 問い合わせ先：2026年4月10日まで受付（審査に関わるお問合せは応答不可）

- 富士通「防衛テック・オープンイノベーションプログラム」事務局
- メールアドレス：[fj-fap-defense-tech@dl.jp.Fujitsu.com](mailto:fj-fap-defense-tech@dl.jp.Fujitsu.com)

質問内容によって異なるが、通常、回答までに2~3営業日程度お時間を頂きます。余裕を持ってご対応ください

## 4. 特記事項 絶対順守の法令等について

### ■ 熟読の後、提案書の作成に着手して下さい

No.	タイトル	最終改訂	URL
1	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について	令和4年3月31日	<a href="#">防装庁（事）第137号</a>
2	著作権法	令和7年10月1日	<a href="#">昭和45年法律第48号</a>
3	情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスクのための措置について（通達）	平成31年1月9日	<a href="#">装備庁（事）第3号</a>
4	情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）	平成31年1月9日	<a href="#">装プ武第188号</a>
5	IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）	令和3年1月21日	<a href="#">総官庁第807号</a>
6	研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）	令和5年9月1日	<a href="#">昭和48年防衛庁訓令第49号</a>
7	研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて	平成31年3月29日	<a href="#">装技振第7243号</a>

## 4. 特記事項

### ① 情報保全（情報セキュリティ通達）

- 契約に基づき企業において取り扱われる「保護すべき情報」の管理に適用する為、情報セキュリティ対策、組織的セキュリティ対策、物理的セキュリティ対策などの対策を網羅的に定めた「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」が定められています
- 契約履行に際し知り得た保護すべき情報、その他の非公知の情報（保護すべき情報等）の取扱いに当たっては、下記の特約条項及び情報セキュリティ基準に基づき、適切に管理しなければならず、以下の履行体制は、必須となります
  - 保護すべき情報として取り扱われる事を保障する履行体制
  - 指定した取扱者以外の者に取り扱わせない事を保障する履行体制
  - 一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されない事を保障する履行体制

- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）

[http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei\\_data/j\\_fd/2021/jz20220331\\_00137\\_000.pdf](http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/j_fd/2021/jz20220331_00137_000.pdf)

- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

[https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity/01\\_kijun\\_0137\\_tokuyaku\\_r07.pdf](https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity/01_kijun_0137_tokuyaku_r07.pdf)

- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準

[https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity/01\\_kijun\\_0137\\_att\\_r07.pdf](https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity/01_kijun_0137_att_r07.pdf)

## 4. 特記事項

### ② サプライチェーン・リスクへの対応

- 契約の相手方は、下記の通達及び通知に定める特約条項に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う事
- 契約の相手方（再委託先を含む）は、下記の通知に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な管理を行うものとする

- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（装備庁（事）第3号。31.1.9）  
[http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei\\_data/j\\_fd/2018/jz20190109\\_00003\\_000.pdf](http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/j_fd/2018/jz20190109_00003_000.pdf)
- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）  
[http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei\\_data/j\\_fd/2018/jz20190109\\_00188\\_000.pdf](http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/j_fd/2018/jz20190109_00188_000.pdf)
- IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（総官庁第807号。令和3年1月21日）  
[https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/buppin\\_ekimu/pdf/zenpan\\_04.pdf](https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/buppin_ekimu/pdf/zenpan_04.pdf)

## 4. 特記事項

### ③ 知的財産の取り扱い（知的財産権の取扱いに関する訓令）

- 下記の訓令及び通知に対応して付される、知的財産の取扱いに関する特約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとする他、以下規定は知的財産の取扱いに関する特約条項に優先するものとする
  - 契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物の著作権（著作権法第21条～第28条に規定する権利）について、提出書類は官に提出した時、納入品は官が受領した時に、全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を、官に譲渡する
  - 前項の規定は、契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けた新研究成果（委託契約条項第34条第4項に規定する新研究成果）に該当しない技術資料を含む）に係る著作権には適用しない
  - 契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された技術資料を利用及び処分する権利（委託契約条項第34条第1項第2号に規定する技術資料を利用及び処分する権利）は、官が有する。ただし、当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料を利用及び処分する権利は、この限りでない

- 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）

[http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei\\_data/j\\_fd/1973/jx19731015\\_00049\\_000.pdf](http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/j_fd/1973/jx19731015_00049_000.pdf)

- 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）（装技振第7243号。平成31年3月29日）

[http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei\\_data/j\\_fd/2018/jz20190329\\_07243\\_000.pdf](http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/j_fd/2018/jz20190329_07243_000.pdf)

多くのスタートアップの  
皆様方からのご応募を  
お待ちしております

